

<参考>

児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要について

(H28. 5. 16 千葉県市町村等児童虐待防止対策課長会議資料より抜粋、H28. 6. 6 一部修正)

平成28年5月16日

千葉県健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室

1 児童福祉法の理念の明確化等

(1) 児童の福祉を保障するための原理の明確化 (施行期日：公布日)

⇒ 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等を明確化。(児童福祉法第1条・2条①②関係)

児童福祉法（第1条）

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他福祉を等しく保障される権利を有する。【改正】

児童福祉法（第2条）

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。【新設】

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。【新設】

(2) 家庭と同様の環境における養育の推進 (施行期日：公布日)

⇒ 国・地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するものとする。ただし、家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

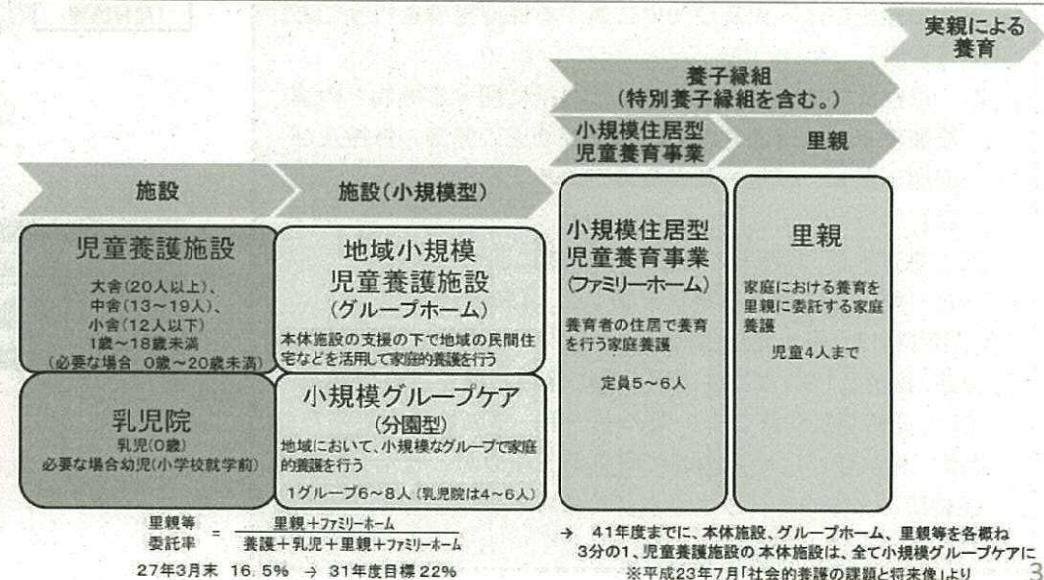
(児童福祉法第3条の2関係)

児童福祉法（第3条の2）

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。【新設】

家庭と同様の環境における養育の推進

- 国・地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援する。
- 家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずる。



(3) 国・地方公共団体の役割・責務の明確化（施行期日：公布日）

⇒ 国・地方公共団体の役割・責務を次のように明確化。（児童福祉法第3条の3関係）

- ① 市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行う。
- ② 都道府県は、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な業務を適切に行う。
- ③ 国は、市町村・都道府県の業務が適切かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村・都道府県に対する助言、情報提供等の必要な各般の措置を講じる。

児童福祉法（第3条の3）

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。【新設】

② 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。【新設】

③ 国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。【新設】

(4) しつけを名目とした児童虐待の防止（施行期日：平成28年10月1日 ⇒公布日）

⇒ 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。（児童虐待防止法第14条関係）

児童虐待防止法（第14条）

児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童虐待の発生予防

(1) 子育て世代包括支援センターの法定化（施行期日：平成29年4月1日）

⇒ 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を設置するよう努めるものとする。（母子保健法第22条関係）

母子保健法（第22条）

市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センターを設置するよう努めなければならない。【改正】

② 母子健康包括支援センターは、第一号から第四号までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うことにより、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。【改正】

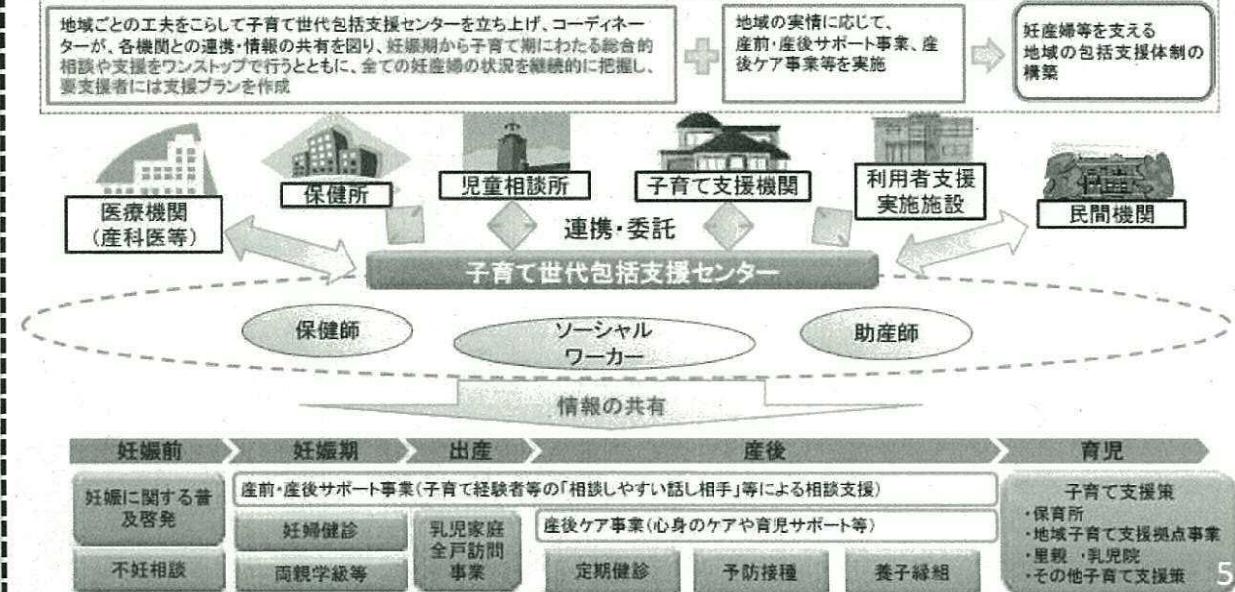
- 一 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。【新設】
- 二 母子保健に関する各種相談に応ずること。【新設】
- 三 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。【新設】
- 四 母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、厚生労働省令で定める支援を行うこと。【新設】

五 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除く。）。【新設】

③ 市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の保健指導を行うにあたっては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあっせん、調整及び要請と一体的に行うように努めなければならない。【新設】

子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開

- 現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を立ち上げ、切れ目のない支援を実施。
- ワンストップ拠点には、保健師、ソーシャルワーカー等を配置してきめ細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世代の「安心感」を醸成する。
- 子育て世代包括支援センターを法定化し、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。
➤ 平成27年度実施市町村数（予定）：150市町村 ➤ 平成28年度実施市町村数（予定）：251市町村（423か所）



(2) 支援を要する妊産婦等に関する情報提供（施行期日：平成28年10月1日）

⇒ 支援を要すると思われる妊婦や児童・保護者を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。（児童福祉法第21条の10の5関係）

児童福祉法（第21条の10の5）

病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。【新設】

② 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。【新設】

支援を要する妊婦等に関する情報提供

現状

- 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことを特定妊婦といい、養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会の対象となっている。
- 虐待による死亡事例における0歳児の割合は44.0%を占め、0日児死亡事例は16.8%を占める。（0日児死亡事例では、望まない妊娠の割合が70.4%）
※ 社会保障審議会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第1次から第11次報告の累計（平成15～26年）
- 虐待による死亡事例における①母子健康手帳の未発行の割合は17.6%、②妊婦健診の未受診の割合は21.7%を占める。
※ 同委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第3次から第11次報告の累計（平成17～26年）

<イメージ>



課題

- 死亡事例の背景としては、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えている、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題がある。
- 支援を要する妊婦を把握しやすい機関が、虐待のリスクについて妊娠期から着目して支援につなぐことが必要。

改正案

- 支援を要すると思われる妊婦を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、市町村に対して通知するよう努めるものとする。

6

(3) 母子保健施策を通じた虐待予防等（施行期日：公布日）

⇒ 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資するものであることに留意しなければならない旨を明記。（母子保健法第5条関係）

母子保健法（第5条）

② 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。【改正】

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(1) 市町村における支援拠点の整備 (施行期日：平成29年4月1日)

⇒ 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。(児童福祉法第10条の2関係)

児童福祉法（第10条の2）

市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。【新設】

(2) 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化 (施行期日：平成29年4月1日)

⇒ 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。(児童福祉法第25条の2第6項関係)

⇒ 調整機関に配置される専門職は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとする。(児童福祉法第25条の2第8項関係)

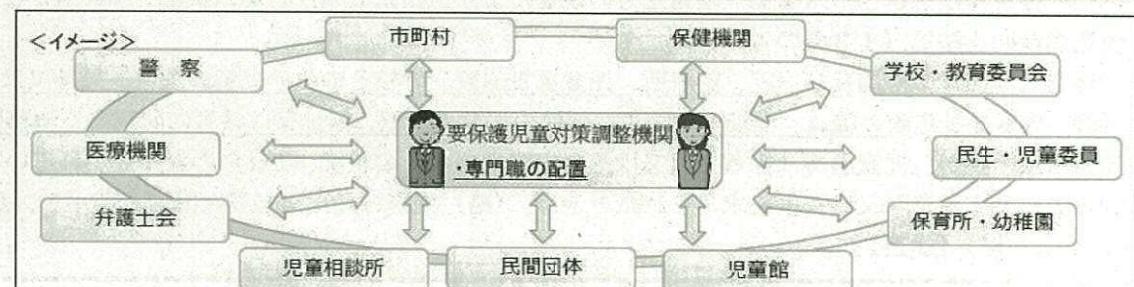
市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

児童福祉法（第25条の2条）

- ⑥ 市町村の設置した協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものと含む。）に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの（次項及び第八項において「調整担当者」という。）を置くものとする。【改正】
- ⑦ （略）
- ⑧ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。
- 【新設】

現状

- 多くの関係機関等から構成される要保護児童対策地域協議会を効果的に機能させるため、その運営の中核となり関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）を置くこととされている。また、調整機関には、児童福祉司たる資格を有する者等を置くように努めるものとされている。
- 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。



課題

- 協議会の中核となる調整機関が、各機関の支援の調整を行うマネジメントと進行管理の役割を円滑に果たすため、高い専門性が必要。

改正案

- 調整機関への、児童福祉司たる資格を有する者等の専門職（※）を配置するものとする。
- 調整機関に配置される専門職に研修の受講を義務付ける。
※ 保健師、保育士、教員免許保有者、児童指導員など

(3) 児童相談所設置自治体の拡大 (施行期日: 平成29年4月1日)

- ⇒ 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。(児童福祉法第59条の4第1項関係)
- ⇒ 政府は、改正法の施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

児童福祉法(第59条の4)

この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)並びに児童相談所を設置する市(特別区を含む。以下この項において同じ。)として政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。【改正】

(4) 児童相談所の体制強化 (施行期日: 平成28年10月1日 ⇒平成28年10月1日、平成29年4月1日)

- ⇒ 児童心理司、医師又は保健師、スーパーバイザー(他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司)を配置するものとする。(児童福祉法第12条の3第6項第1号・2号関係・13条第5項及び6項関係)
- ⇒ 児童相談所設置自治体は、法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務を適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。(児童福祉法第12条第3項関係)

児童福祉法(第12条の3)

- ⑥ 指導をつかさどる所員の中には、次の各号に掲げる指導の区分に応じ、当該各号に定める者が含まれなければならない。
 - 一 心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者
 - 二 児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 医師又は保健師 【新設】

児童福祉法(第13条)

- ⑤ 他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司は、児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない。【新設】
- ⑥ 前項の指導及び教育を行う児童福祉司の数は、政令で定める基準を参考して都道府県が定めるものとする。【新設】

児童福祉法(第12条)

- ③ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものと適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。【新設】

(5) 児童相談所の権限強化等

- ⇒ 児童相談所から市町村への事案送致を新設。(児童福祉法第26条第1項第3号・児童虐待防止法第8条第2号関係) (施行期日:平成29年4月1日)
- ⇒ 児童相談所・市町村から被虐待児童等に関する資料等の提供を求められた場合、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料を提供できる旨を規定。(児童虐待防止法第13条の4関係) (施行期日:平成28年10月1日)
- ⇒ 政府は、改正法の施行後速やかに、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続きにおける裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

児童福祉法(第26条)

児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を探らなければならない。

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談(専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。)に応ずること、調査及び指導(医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とするものを除く。)を行うことその他の支援(専門的な知識及び技術を必要とするものと除く。)を行うことを要すると認める者(次条の措置を要すると認める者を除く。)は、これを市町村に送致すること。【新設】

児童虐待防止法(第8条)

② 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確保を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を探るものとする。

二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告をうけたものを市町村に送致すること。【新設】

児童虐待防止法(13条の4)

地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他の児童の医療、福祉又は教育に関する機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他の児童の医療、福祉又は教育に関する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は提供を求められたときは、(略)業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。(略)【改正】

(6) 通告・相談窓口等

- ⇒ 政府は、改正法の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方や、児童福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るために方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

4 被虐待児童への自立支援

(1) 親子関係再構築支援（施行期日：平成28年10月1日）

- ⇒ 親子関係再構築支援は、関係機関等が連携して行わなければならない旨を明記。（児童福祉法第48条の3関係）
- ⇒ 施設入所や里親委託等の措置を解除する際に、都道府県（児童相談所）が委託した民間団体等が必要な助言を実施できるようにする。（児童虐待防止法第13条関係）
- ⇒ 施設入所や里親委託等の措置を解除された児童について、関係機関等が連携して、児童の継続的な安全確認を行うとともに、保護者への相談・支援を実施するものとする。（児童虐待防止法第13条の2関係）

児童福祉法（第48条の3）

乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親は、当該施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された児童及びその保護者に対して、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援その他の当該児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で養育されるために必要な措置を探らなければならない。【新設】

児童虐待防止法第13条

- ② 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。
- ③ 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。【新設】

児童虐待防止法（13条の2）

都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。【新設】

(2) 里親委託等の推進（施行期日：平成29年4月1日）

- ⇒ 里親支援について、都道府県（児童相談所）の業務として位置づけ。（児童福祉法第11条第1項第2号へ関係）
- ⇒ 養子縁組里親を法定化し、研修の義務化、欠格要件や都道府県による名簿の登録について規定（児童福祉法第6条の4第2号関係）
- ⇒ 養子縁組に関する相談・支援について、都道府県（児童相談所）の業として位置づけ。（児童福祉法第11条第1項第2号ト関係）
- ⇒ 政府は、改正法の施行後速やかに、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（改正法附則）

児童福祉法（第11条第1項第2号へ）

都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- ヘ 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。
 - (1) 里親に関する普及啓発を行うこと。
 - (2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。【改正】

ト 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、児童を養子とする養子縁組により養子となった者、その養親となった者及び当該養子となった者の父母（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項に規定する特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となった者の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。【新規】

児童福祉法（第6条の4第2号）

この法律で、里親とは、次に掲げる者をいう。

二 前号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望する者（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者に限る。）のうち、第三十四条の十九に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの（以下、「養子縁組里親」という。）【改正】

里親委託の推進

現状

- 平成23年の「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護全体の中で施設養護を概ね1／3、グループホームを概ね1／3、里親・ファミリーホームを概ね1／3とすることを目標としている。
- 里親・ファミリーホームへの委託率は平成26年度末現在で16.5%。
- 都道府県等において、里親制度の普及促進や里親委託の推進、未委託里親へのトレーニングなどを実施する里親支援機関事業が行われている。

○里親等委託率の推移

H21	H22	H23	H24	H25	H26
11. 1%	12. 0%	13. 5%	14. 8%	15. 6%	16. 5%

※福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ（各年度末現在）

課題

- 里親制度に対する社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- 児童相談所が虐待対応業務に追われ、里親委託の業務に十分関われていない。

対応

- 里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を、都道府県の業務として法定。
※ 家庭と同様の環境における養育推進の理念を明確化。
※ 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業について、里親家庭も対象であることを明確化。

(3) 18歳以上の者に対する支援の継続（施行期日：平成29年4月1日）

- ⇒ 一時保護中の18歳以上の者等について、20歳に達するまでの間、新たに施設入所等措置を行えるようにするとともに、その保護者に対する面会・通信制限等の対象とする。（児童福祉法第31条4項関係）
⇒ 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加。（児童福祉法第6条の3第1項関係）

児童福祉法（第31条4項）

④ 都道府県は、延長者（児童以外の満二十歳に満たない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。）について、第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の措置を探ることができる。（略）

三 第三十三条第六項から第九項までの規定による一時保護が行われている者【新設】

児童福祉法（第6条の3）

この法律で、児童自立生活援助事業とは、満二十歳未満義務教育終了児童等（第一号に掲げる者をいう。以下同じ。）又は満二十歳以上義務教育終了児童等（第二号に掲げる者をいう。以下同じ。）につき第三十三条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する住居において同条第一項に規定する相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助（同項に規定する住居における同項に規定する相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援をいう。以下同じ。）の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。

二 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であって、満二十歳に達した日から満二十二歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満二十歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満二十歳未満義務教育終了児童等であったものに限る。）のうち、措置解除者等であるもの。
【新設】

18歳以上の者に対する支援の継続

- 措置延長を積極的に活用するとともに、20歳到達後も、22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設を検討。
- 自立援助ホームの入居者について、大学等に就学中の場合には22歳の年度末まで支援を延長。

※一時保護中に18歳に達した者の一時保護の延長・措置を可能 【法律】
※里親委託等中に18歳に達した者の措置変更・更新、一時保護を可能 【法律】

18歳

20歳

22歳の年度末

里親
児童養護施設 <措置費>

措置延長<措置費>
※積極的に活用

※リーピングケアの強化
(自立訓練の場を整備)

義務教育
終了後

自立援助ホーム <措置費>
(義務教育終了後～20歳未満)

※設置数の拡大

18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設を検討 【予算】

※支援対象を22歳の年度末まで延長（就学者） 【法律】

自立

生活相談支援、就業支援、相互交流、居場所づくり

（退所児童等アフターケア事業）

※実施自治体を拡大